

## ○交通特別研修要綱

令和5年3月1日  
山口交企第125号  
山口交規第134号  
山口交指第75号  
山口交免第96号  
山口交管第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の期待と信頼に応える強い交通警察を確立するため、山口県警察の交通部門に所属する警察官の中から、交通特別研修員（以下「研修員」という。）を選考して、実戦的な交通実務研修を組織的かつ系統的に推進し、真に優れた人材を育成するため必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 交通部内の所属長は、その協議により、次のいずれにも該当する者の中から研修員を選考するものとする。

- (1) 交通部門に所属している者
- (2) 交通警察活動に対し、誇りと熱意を有する者
- (3) 原則として35歳未満の者
- (4) 巡査部長の階級にある者

2 交通部交通企画課長は、前項の規定により、研修員を選考したときは、警察本部長の承認を得なければならない。

(指名及び解除)

第3条 研修員の指名は、警察本部長が行う。

- 2 研修員の指名は、指名書（別記様式）を交付して行うものとする。
- 3 研修員は、研修期間の終了をもって指名を解除されたものとする。

(研修期間)

第4条 研修員の研修期間は、原則として1年とする。

(配置及び人員)

第5条 研修員は、研修期間中、交通部交通企画課、交通部交通規制課、交通部交通指導課又は交通部運転免許課のいずれかに配置する。

- 2 研修人員は、交通部内の所属長の協議により決定する。

(研修方法)

第6条 研修方法は、研修員に対してマンツーマン方式により、交通幹部として必要な知識、技能等に関する資質・能力の向上を図るための総合的な実務研修を行うものとする。

- 2 研修期間中、警察署又は交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）において重大・特異事故事件等が発生した場合は、研修員を当該警察署等に派遣し、捜査実務を習得させるものとする。

(研修指導体制)

第7条 研修員の指導を担当する者として、総括指導責任者、指導推進責任者、指導推進補助者及び指導員を置くものとする。

- 2 総括指導責任者は、交通部交通企画課長をもって充てる。
- 3 指導推進責任者は、交通部交通企画課次長をもって充てる。
- 4 指導推進補助者は、交通部交通企画課指導担当補佐及び研修員が配置された所属において、研修員が従事する業務を担当する警部又は警部相当職の職員をもって充てる。
- 5 指導員は、研修員が配置された所属において、研修員が従事する業務を担当する警部補の階級にある者をもって充てる。

(検討会の開催)

第8条 指導推進補助者は、おおむね四半期に1回、指導員及び研修員による検討会を開催し、研修成果や知識・技能の習得状況を検証するとともに、今後の効果的な推進方策について検討するものとする。

- 2 総括指導責任者は、研修期間終了後に、指導推進責任者、指導推進補助者及び研修員による検討会を開催し、研修成果について総合的に検討するものとする。